

「食の至宝」顕彰事業 委託要項

令和 8 年 1 月 27 日
文化庁次長決定

1 趣旨

文化庁は、令和 7 年度に「食文化分野における新たな顕彰制度の設計に関する有識者会議」からの報告を受けて、「食の至宝」顕彰（Mastery Award in Gastronomy）を創設した。

「食の至宝」顕彰は、生活文化の一つである食文化の分野において、優れた功績をあげた個人を顕彰し、文部科学大臣がその功績をたたえることによって、我が国の食文化の振興と奨励に資するものである。

本事業では、推薦委員および選考委員による受賞候補者の推薦・選考を経て、文部科学大臣が受賞者を決定し、その功績を幅広く発信する。

2 委託業務の内容

別に定める仕様書に基づき、①推薦委員からの候補者推薦及び選考委員会の運営、②式典の運営、③受賞者の功績を普及させるために必要な広報活動を行う。

3 委託業務の委託先

2 の委託業務の委託先は、法人格を有する団体とする。

なお、任意団体については、次の①～④を全て満たす団体に限る。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

4 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定めに違反、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契

約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託する場合は、予め文化庁の承認を受けなければならない。

8 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について検査・調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適当であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等に通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成20年2月1日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。